

社会福祉法人さつき会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人さつき会の役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員の報酬等について定めたものである。

2. この規程に定める事項以外のことについては、法令及び定款あるいは理事会及び評議員会の決議に従うものとする。

(報酬の決定)

第2条 役員等に対する報酬は、評議員会の決議によるものとする。

2. 支給額については、下記のとおりとする。

理事長	報酬月額 / 350,000円 報酬年額 / 4,200,000円
-----	--------------------------------------

業務内容

拠点会議（各施設単位の経営戦略会議）：月4回
法人事務局会議：月2回
法人本部会議：月2回
業務実績評価
資金運用管理
人員・組織体制のマネジメント
施設内点検
法人・施設運営全般
法人を代表する対外業務

報酬の支給日

報酬の支給日は、毎月25日とする。但し、その日が休日、日曜日、または、土曜日に当たるときは、当該日の前日で最も近い日とする。

理事・監事・評議員・ 評議員選任・解任委員	会議報酬 日額 / 10,000円 業務報酬 日額 / 10,000円
--------------------------	--

※同日にあわせて法人の業務を行った場合の報酬は、支払わないものとする。

3. 交通費等の支給が特に必要であると理事長が認めた場合には、その実費を支給することができる。

4. 社会経済の変動、法人運営状況等により、年度途中であっても報酬の支給について、一次的に減額又は停止等の制限措置を講ずることができるものとする。

(報酬の変更)

第3条 報酬を変更しようとするときは、評議員会の決議を経て定めるものとする。

(出張旅費)

第4条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	実 費
宿泊費（日額）	30,000円以内

2. 業務執行に必要な経費は、実費を原則として支給することができる。
3. 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
4. 旅費等は原則として、出張終了後支払うものとする。ただし、必要により事前に概算を支払い、出張終了後に精算することができる。

(兼務役員)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃を必要とする場合は、評議員会の決議を経て、これを行うものとする。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。

附 則

この規程は、令和 元年 7月 1日より適用する。

附 則

この規程は、令和 4年 6月10日より適用する。

附 則

この規程は、令和 4年12月 1日より適用する。